

仕 様 書

【共通事項】

(全般)

- 1 借受者は、駐車場内に新たに設置する機器（以下「設置機器」という。）の設置工事については、既存機器の撤去工事日程との調整が必須であること、また、市役所の混雑時期と重なる場合は、工事による駐車場運営への支障を最小限に抑えるよう努めるものとし、駐車場運営における入退管理について対応するものとする。
- 2 借受者は、駐車場内の安全を十分に確保するとともに、借受範囲において駐車場利用者が安全に利用できる状態を維持するものとする。
- 3 借受者は、駐車場の設置機器、駐車区画、出入口等について、バリアフリー等に配慮するものとする。また、既存の駐車区画を用いる場合、区画線や誘導線等の薄くなったものについては、再塗装するものとする。
- 4 借受者は、駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップを実施するよう周知に努めるものとする。
- 5 借受者は、環境に配慮した駐車場としていくため、電気自動車充電装置を設置する場合は設置数や設置場所及び費用負担等について市と事前に協議の上、決定することとする。
- 6 借受者は駐車場で停電が生じた場合、速やかに駐車場利用者が出庫及び入庫できるよう措置し、停電が復旧した場合は、速やかに設置機器を復旧させることとする。なお、借受者が対応できない事情が生じた場合は、市と協議の上、市が対応できるものとする。

(利用料金設定)

- 7 借受者が設定した利用料金を変更する場合は、利用者の駐車場利用を妨げない範囲での変更を前提とし、市と事前に協議の上、決定することとする。

(利用者サービス)

- 8 借受者は、駐車場の満空情報が表示できる装置（以下「満空表示」という。）を、市と借受者が協議の上、借受者の負担で設置するものとする。
また、満空表示が実際の入庫台数と誤差等が生じた場合、借受者は速やかに調整を行うものとする。

9 借受者は、駐車場内における案内誘導看板及び満空表示等（以下「案内看板等」という。）を設置する場合、駐車場利用者からの見易さ、利便性等を確保するものとし、設置場所、大きさ及び表示内容については、市と協議し了解を得るものとする。なお、設置場所について、借受者が必要とする範囲で、市が所管する敷地等の使用を許可するものとする。

なお、設置する案内看板等について、木津川市屋外広告物施行規則（平成19年木津川市規則第113号）に基づく許可が必要な場合がある。

また、借受者は案内看板等を撤去又は処分する場合には、市と協議し了解を得るものとする。

10 借受者は、駐車場利用者に機器の説明書きを駐車場内に表示するものとし、高齢者及び色覚障害者などの利用者にも配慮したものとする。

11 借受者は駐車場内に、高齢者や体の不自由な方などのために、市と協議の上、従前と同程度の優先駐車区画（思いやり駐車スペース）を設けるものとする。

12 借受者は、駐車場内に電話またはインターフォンを取り付け、トラブルが発生した場合には、借受者と駐車場利用者が直接連絡できる体制を取るものとする。

13 借受者は、駐車場利用者や周辺住民から苦情等が生じた場合は、責任を持って対応し、また、市から対応要請があった場合も同様とする。

14 借受者は、駐車場で事故、機器の故障等が発生した場合は、迅速かつ誠実に対応するものとする。駐車券の紛失、破損等の申し出についても同様とする。

15 借受者は、定期的に駐車場等の設備の保守、場内の清掃等を行うものとする。

（市との連絡調整）

16 借受者は、緊急連絡体制を市に届け出るものとする。

17 借受者は、駐車場で事故、設置機器に故障等が生じたときは、直ちに市に報告するものとする。

18 借受者は、照明機器、防犯カメラ等の設置をする場合は、市と協議し、了解を得るものとする。また、防犯カメラの映像の取扱いについて、個人情報保護に十分配慮するものとする。

19 機器等の光熱水費に関する費用について、市と借受者が協議の上、借受者が実費相当分を負担するものとする。市が立替払いするものについては、借受者は市の請求に基づきその額を市に支払うものとする。

20 長期間の駐車は原則認めないので、借受者は撤去の手続を取るものとする。

21 借受者は、市から要請があった場合には、必要となる資料等の提供について協力するものとする。

(その他)

22 借受者は、関連する法令を遵守するものとする。

23 借受者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条に基づき、取り扱う個人のデータの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

【市役所駐車場】

24 借受者は、駐車場の利用者が駐車場を利用する場合、入庫から出庫まで30分間の駐車は無料とする。

25 借受者は、別表2に定める市が指定する者が市役所駐車場を利用する場合、入庫から出庫まで無料とすること。市は、別表2を変更する場合は、借受者に変更後の内容を通知するものとする。ただし、変更内容が大きく、駐車場運営に支障があると予想される場合は、市と借受者が協議の上、対応を決定するものとする。

26 借受者は、別表3に定める無料パスカード及び別表3-1の無料措置に使用する認証機をインク等の消耗品も含め、市に貸与するものとする。

また、市は借用した無料パスカード及び認証機について、善良なる注意をもって使用しなければならない。

27 借受者は、仕様書26の機器について、持ち帰り修理をする必要がある場合、代替機を貸与するものとする。

28 借受者は、認証機に誤作動が発生した場合でも、市で修正対応が可能な内容であれば、市で対応できるものとする。

29 借受者は、別表1の市役所駐車場（No.1～No.3）の料金設定について、開庁日の利用料金は原則周辺駐車場より高く設定するものとし、また、閉庁日においては原則、周

辺駐車場と同等の利用料金を設定するものとする。

- 30 市役所木津警察署前駐車場（別表1 No.3）の無料パスカードについては、原則、満空情報管理の対象としない設定とし、対応が可能なゲート機器類を設置するものとする。市は、無料パスカードの使用枚数に変更がある場合は、借受者に提出することとする。
- 31 借受者は、本庁舎内等の貸付対象外範囲に、精算機及び事前精算機を設置する場合は、設置台数、設置位置等について市と協議するものとし、市は、設置位置について業務に支障がないと認められる場合、借受者に必要な措置を講じるものとする。
- 32 市は、市役所駐車場を利用して別表4に規定するイベント等を実施する場合は、原則としてイベントを実施する日の2週間前までに、借受者にイベントに関する届出書を提出することとし、駐車車両の取扱等については、市と借受者が協議の上、決定するものとする。また、届出の方法、内容等については、市と借受者とが協議の上、決定するものとする。
- 33 仕様書32に規定するイベント等について、市はイベント終了後の駐車場運営に支障がないよう、イベント等を実施するものとする。
- 34 市は、市の施設の法定点検等によりやむを得ず停電になる場合には、借受者に事前に通知するものとし、駐車場の運営及び駐車車両の扱いについて、市と借受者が協議の上、決定するものとする。
- 35 市に災害対策本部等が設置された場合、借受者は市の指示に従うとともに関係機関に協力するものとする。
- 36 災害等により、緊急対策として市が必要と認めるときは、借受者に通知し、駐車場を閉鎖することができるものとする。
- 37 借受者は、市役所駐車場のうち、木津川市役所本庁舎駐車場におけるゲート部の構造を、大型車両（消防自動車、荷物搬入車両、大型バス等）が通行可能な程度の開閉ができ、高さ、幅員、耐荷重が確保できる構造とすること。ただし、一般利用において、大型車は利用できないものとする。

【加茂駅前駐車場】

- 38 借受者は、別表1（No.4～No.6）において、原則周辺駐車場と同等の利用料金を設定することとする。